

## 第1号議案

知事（知事職務代理者）からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事職務代理者から意見を求められた平成23年9月定例会に提出される次の議案（平成23年12月追加提出分）については、異議がないものとする。

平成23年11月17日

大阪府教育委員会

### ○ 条例案

府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件

[根拠規定]

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

#### 大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

○条例案

件名	概要
府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）が平成23年10月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの。  〔施行期日〕 公布の日

## 府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正（概要）

教育委員会事務局教職員室教職員企画課

### ■改正の理由

- ・大阪市については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づき、子ども手当に関する認定事務等であって、大阪市が設置する学校の職員（府費負担教職員に限る。）に係るものを大阪市が処理することとするため、条例の規定を設けているところである。
- ・子ども手当の支給については、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）に基づき行われてきたが、同法は平成23年9月分までの支給について定めたものであって、同年10月分以降の子ども手当の支給について平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）が同年10月1日に施行された。これに伴い、所要の規定整備を行うものである。

### ■改正の内容

- ・第3条中「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）」を「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）」に、同条第1号中「法第6条第1項及び第2項」を「法第6条第1項及び第3項」にそれぞれ改める。

### ■施行期日

公布の日

### ■政策アセスメント・制度間調整

大阪市と調整中

大阪府条例第 号

府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例  
 に関する条例の一部を改正する条例

府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する  
 条例（平成十二年大阪府条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示  
 すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪府が設置する学校の職員に係るものは、大阪府が処理することとする。</p> <p>一 法第十六条第一項又は第二項の規定によつて読み替えられ、又は準用される法第六条第一項及び第三項の規定による受給資格及び子ども手当の額の認定に関する事務</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>第三条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪府が設置する学校の職員に係るものは、大阪府が処理することとする。</p> <p>一 法第十六条第一項又は第二項の規定によつて読み替えられ、又は準用される法第六条第一項及び第二項の規定による受給資格及び子ども手当の額の認定に関する事務</p> <p>二・三 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例第三条の規定は、平成二十三年十月分以後の月分の子ども手当に係る事務について適用し、同年九月分以前の月分の子ども手当に係る事務については、なお従前の例による。